

參考資料

1 日野市男女平等基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女平等の推進に関する基本施策と行動計画（第9条—第11条）

第3章 苦情等の処理（第12条）

第4章 日野市男女平等推進委員会（第13条—第19条）

第5章 雑則（第20条）

付則

わが国では、日本国憲法において、法の下での平等を基本に個人の尊厳と男女平等を旨とする基本的人権が定められている。

しかし、家父長制等の長い歴史と伝統の中で、男尊女卑の社会慣行や性別による固定的な役割分担意識が永年にわたり根強く残り、現在に至るまで政治や経済、社会、文化等のあらゆる活動において女性の活躍に幅広い制約を受けてきた。

このような中、世界女性会議における成果や「女子差別撤廃条約」批准等の国際的な動きを受けて、わが国でも、男女平等を目指す法整備が急速に行われ、平成11年「男女共同参画社会基本法」が制定された。

日野市においては過去、女性を中心とする地域福祉面での意欲的かつ地道な活動をはじめ、女性センターの開設、行動計画の策定、また女性の社会参画の促進と生活文化向上を目指した「日野市女性社会事業協会」の設立を早期に実現してきた。さらに平成10年9月には「男女共同参画都市」を宣言し、積極的な施策を展開している。

21世紀を迎えた今日、男女平等は市民生活に根付いていない状況があり、さらに少子高齢社会となった今、活力あるまちづくりに向けて、女性と男性が対等な立場でともに支え合い、理解し合い、認め合うまちを最優先に目指し、市民及び事業者と連携、協力をして取り組むことが必要である。以上を踏まえ、すべての市民が人権尊重を基に性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができるまち、またともに対等に参画し、その成果も責任も分かち合うまちの実現を目指して日野市はここに条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、日野市（以下「市」という。）における男女平等の推進に関する基本理念を定め、その実現に向けて市、地域における各種団体等を含む市民（以下「市民」という。）及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定め、総合的かつ計画的に推進し、もって、市民一人ひとりが男女平等の意義を理解し、女性も男性も自らの意思と責任において家庭生活と職業生活の両立を図りつつ社会活動に参画することにより、豊かで活力ある真の男女平等社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 積極的格差是正措置 雇用をはじめ政治、経済、教育等の分野で、男女間の格差を是正するため、必要な範囲において男女のいずれか少ない方に対し、当該機会をより多く提供することをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 端的には「性的いやがらせ」をいい、相手方の意に反する身体への不必要な接触や性的強要などの言動で、その拒否的対応によってはさらに不利益を与え生活環境を悪化させることをいう。
- (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む法人その他の団体をいう。
- (4) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ 平成6年にエジプトのカイロで開催された「国際人口開発会議」で確認、提唱された、女性の性と生殖に関する健康と権利であり、個人が自分の体や健康について正確な情報及び知識を持ち、出産する子どもの人数、出産時期、避妊の方法等を自分の意思で選択する自己決定権利をいう。

(基本理念)

第3条 男女平等の推進は、次の基本理念に基づいて、積極的に取り組まなければならない。

- (1) 男女が、性別により差別されたり、暴力を受けたり、固定的観念を押しつけられたりすることがなく、一人の人間として人権が尊重されること。
- (2) 女性も男性も、自己の意思と責任により多様な生き方を選択でき、かつ、その生き方が尊重されること。
- (3) 男女が、家庭、地域、職場、学校を含む教育の場その他社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）に対等なパートナーの視点で参画し、ともに責任を分かち合うこと。
- (4) 市の施策及び事業者における方針の決定過程に男女が平等に参画する機会が確保され、その能力を十分発揮できること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向け積極的格差是正措置を含む施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、市民及び事業者が男女平等の推進に理解を深めることができるよう情報の提供を行うとともに、将来を担う子どもたちに対し、男女平等教育を積極的に推進しなければならない。
- 3 市は、男女平等の推進に当たり、市の独自性を生かした施策を推進するとともに、国、東京都その他の地方公共団体、市民及び事業者と連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、第3条に定める基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向け理解を深め、あらゆる分野において、自ら積極的に参画するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女平等の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 市民は、男女差別やセクシュアル・ハラスメント、暴力行為に対して勇気をもって訴え、弱者が泣き寝入りしないよう根絶に向け勇気を持った行動に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、第3条に定める基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向け、個人の能力を適切かつ公平に評価し、その事業活動において率先して男女平等の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、当該事務所又は事業所内に存在している男女の格差や差別については、積極的に改善及び是正を図る等体制整備に努め、市が実施する男女平等の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、当該事務所又は事業所内の従業員に対し、仕事における職業生活と育児や介護等の家庭生活を両立させるための支援に努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止等)

第7条 何人も、あらゆる分野において、性別を理由とする権利侵害や差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為等を行ってはならない。

3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、暴力を行使してはならない。

4 前3項に掲げる行為について、市は、法令の定めるところにより関係機関と連携し、その根絶のための対策に努めなければならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくはセクシュアル・ハラスメントを助長し、若しくは連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女平等の推進に関する基本施策と行動計画

(基本施策)

第9条 市は、男女平等社会を実現するため、第4条に基づき、次に掲げる基本施策を行う。

(1) 男女平等の推進に関する情報収集を行い、分析するとともに、その情報を市民及び事業者が理解を深めるためこれらの者に対し提供し、あらゆる分野における男女平等を広く推進する。

(2) あらゆる分野における活動の意思決定過程において、男女間に参画する機会の格差が生じないように、市民及び事業者と協力する。

(3) 市の設置する審議会等における委員等を委嘱し、又は任命する場合は、積極的格差是正措置として次条に定める行動計画に数値目標を定め、男女間の均衡を図るよう努める。

(4) 家庭責任をもつ男女が、家庭生活及び職業生活等におけるあらゆる活動を両立できるように必要な支援を行うとともに、あらゆる分野における男女平等社会が実現されるまで、相談業務を行う。

(5) 男女が互いの性を理解し、真のリプロダクティブ・ヘルス/ライツを理解し、互いに尊重するとともに、対等な関係のもとで、妊娠や出産についても自己決定することができるよう啓発する。

(6) 男女平等社会の実現に向けた事業等を実施するとともに、市民や事業者が男女平等社会の実現に向けた自立向上を目指す取組みに対して支援をし、また就労を目指す市民に対し積極的に支援をする。

(7) 子どもたちが、男女の別なく、持てる能力を十分に伸ばし、将来に向け、社会のどの分野においても活躍できるような教育環境を整える。

(8) 女性に対するあらゆる暴力の根絶に努め、夫等からの暴力被害を受けたことによる緊急保護の要請が生じた場合は、二次的被害が起きないように十分配慮するとともに、被害者の身の安全確保を図り、一時的に保護する等の支援等に努め、また男性加害者を暴力の連鎖から解放するための支援にも努める。

(行動計画)

第10条 市長は、第3条に定める基本理念にのっとり、前条に定める基本施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、あらゆる分野における男女平等社会の実現に向け、具体的なプログラム等を設定した行動計画を策定する。

2 市長は前項の規定により行動計画を策定するに当たって、あらかじめ第13条で定める日野市

男女平等推進委員会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

3 前項の規定により行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第11条 市長は、男女平等の推進状況を明らかにするため、行動計画に基づいた施策の実施状況等について毎年度報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 苦情等の処理

(苦情処理窓口の設置)

第12条 市が実施する男女平等の推進に関する施策等についての苦情又は男女差別による不利益、セクシュアル・ハラスメント若しくは暴力等により人権を侵害された場合における市民からの申出を適切かつ迅速に処理するため、苦情処理窓口を置く。

2 前項に規定する苦情又は申出は、前項の苦情処理窓口を通して行うものとする。

3 市長は、市民から前項の規定による苦情又は申出があった場合において、必要に応じて当該苦情の原因となった施策を行う関係機関等に対し資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係機関等に対し指導、助言、是正の要望等を行うことができる。

4 第2項による市民からの申出により、前項による関係機関等で対応不可能な案件の場合は、申出者に対し当該事案を処理することができる機関を照会する等、申出者に対し適切な対応措置を講ずるものとする。

5 市長は、第2項の規定による申出について、適切かつ迅速に対応し、前2項に規定する事務を処理するため、男女平等苦情処理相談員（以下「相談員」という。）を置くことができる。

6 相談員は、2人以内とし、男女平等問題について深い理解と見識のある者のうちから市長が委嘱する。

7 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、申出に関する必要な事項は、規則で定める。

第4章 日野市男女平等推進委員会

(設置)

第13条 男女平等社会を推進するため、日野市男女平等推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

2 推進委員会は、市長の求めに応じ、男女平等社会実現に向け基本的かつ総合的な施策及び重要事項の調査検討を行い、意見を述べる。

(組織)

第14条 推進委員会は、次に掲げる者につき市長が委嘱する委員10人をもって組織する。

(1) 満20歳以上で日野市内に在住し、又は在勤し、若しくは在学している者（公募による。）

4人

(2) 学識経験者及び有識者 4人

(3) 男女平等問題学習団体等の代表 2人

2 委員の男女構成については、男女いずれか一方の性が4割未満とならないようにしなければならない。

(委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、再任は1回のみとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第16条 推進委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第17条 推進委員会は、会長が招集する。

(会議)

第18条 会長は、推進委員会において会議の議長となる。

2 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進委員会は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提供を求めることができる。

(推進委員会に関し必要な事項)

第19条 第13条から前条までに定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

第5章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 この条例については、条例施行後5年を目途として、条例の施行状況等を勘案して、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 男女共同参画社会基本法

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
同 11 年 12 月 22 日同第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- （2） 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲

内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及

び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 （平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成 13 年 1 月 6 日）

- （1） 略
- （2） 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

- （1） から（10）まで 略
- （11） 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

3 男女共同参画をめぐる世界・国・東京都・日野市の動き

年	世界の動き	国・東京都の動き	日野市の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年世界会議開催（メキシコシティ）「世界行動計画」採択 国連総会で「国連婦人の10年」を決定（1976年～1985年） 	<ul style="list-style-type: none"> 総理府に「婦人問題企画推進本部」（本部長・内閣総理大臣）設置 	
1976年 (昭和51年)		<ul style="list-style-type: none"> 民法一部改正（離婚後も婚姻中の氏を使えることになる） 	
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館（埼玉県嵐山町）開館 	
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）採択 		
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の10年」中間年世界会議（第2回世界女性会議）開催（コペンハーゲン） 「女子差別撤廃条約」署名式（51ヶ国が署名） 	<ul style="list-style-type: none"> 民法一部改正（配偶者の相続分1/3から1/2へ） 「女子差別撤廃条約」署名 	<ul style="list-style-type: none"> 市議会「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約の早期批准に関する意見書」を内閣総理大臣に提出
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> ILO第156号「男女労働者・家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」裁決 	<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画後期重点目標」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人センター建設に関する請願提出・採択 生活課設置、婦人行政担当を置く
1982年 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> 「日野市立婦人センター」開設 婦人問題懇話会（婦問懇）第1期設置→婦人問題解決の行動計画策定に関する陳述書を採択
1983年 (昭和58年)			<ul style="list-style-type: none"> 市制20周年婦人問題シンポジウム開催
1984年 (昭和59年)		<ul style="list-style-type: none"> 国籍法及び戸籍法一部改正（子の国籍父系血統主義から父母両系主義へ）（昭和60施行） 	<ul style="list-style-type: none"> 「女のくらしアンケート」実施 婦人問題懇話会（婦問懇）第2期設置 婦人センターだより創刊 市議会が「労働基準法改悪反対、実効性ある男女雇用平等法の制定を求める意見書」を内閣総理大臣と労働大臣に提出
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議開催（ケニア・ナイロビ）「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 ILO総会で「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律」（男女雇用機会均等法）成立（昭61施行） 「女子差別撤廃条約」批准 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人問題に関する意識調査」実施 婦問懇より「婦人行動計画策定の提言に関する第一次答申」（婦人行政連絡会の設置も提案）
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」施行 国民年金法の一部改正施行 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内婦人行政連絡会を設置 婦人問題懇話会（婦問懇）第3期設置
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人行動計画策定 婦問懇より「男女共同時代の新しい文化創造のために」提言（ボランティア・アソシエイションの提案）
1988年 (昭和63年)			<ul style="list-style-type: none"> 婦人相談開設 婦人問題懇話会（婦問懇）第4期設置
1989年 (平成元年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連総会で「児童の権利に関する条約」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「法令の一部を改正する法律」（婚姻・親子関係等についての男性優先規程の改正等）成立 中学校「技術・家庭科」が男女共通履修に改定（平成5年度実施） 小学5年生理科の授業で性教育を行うことを決定（平成4年度実施） 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境部婦人センターに組織改正 婦問懇より「（仮称）女性協会」について提言。設立準備会発足
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> 女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び議論」採択 		<ul style="list-style-type: none"> 「日野市女性社会事業協会」発足

年	世界の動き	国・東京都の動き	日野市の動き
1991年 (平成3年)	・ILO総会「女子労働者のためのILO活動に関する決議」採択	・「西暦2000年に向けての国内行動計画」(第一次改定) ・「育児休業等に関する法律」成立(平4施行)	・「日野市女性社会事業協会」補助金団体となる ・生活文化部婦人センターに組織改正
1992年 (平成4年)			・「日野市立女性センター」に改名 ・実行委員会方式で女性センター10周年記念事業実施
1993年 (平成5年)	・世界人権会議開催 ・「ウイーン宣言及び行動計画」(女性の平等の地位と女性の人権)採択	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)成立(平5施行)	・「日野市女性社会事業協会」理事会制となる ・多摩ライフ21中央線沿線8市合同女性フォーラム実施
1994年 (平成6年)	・「国際人口・開発会議」開催(カイロ)	・男女共同参画推進本部発足 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画室設置 ・婚姻制度等に関する民法改正要綱草案の提示	・「日野市男女平等に関する意識と実態調査」実施 ・「日野市女性行動計画推進委員会」発足 ・行動計画策定のための職員ワーキングチーム発足
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議開催(北京) 「北京宣言」「北京行動綱領」の採択	・「育児・介護休業法」の成立 ・「ILO第156号条約」(家族的責任を有する労働者条約)批准	・推進委員会より「男女が共に支えるまちな行動計画への提言」がまとまる
1996年 (平成8年)		・男女共同参画審議会より「男女共同参画ビジョン」の答申 ・総理府「男女共同参画2000年プラン」策定	・日野市第2次女性行動計画「ひの男女平等社会推進プラン」策定 ・男女平等行政推進協議会(第1期)設置
1997年 (平成9年)		・「男女雇用機会均等法」改正 (一部を除き平成11年4月より施行。差別解消努力義務から差別禁止規定へ。セクハラ防止、ポジティブ・アクションの対応) ・「労働基準法一部改正」(女性の時間外・休日労働、深夜業規制を解消等) ・「育児・介護休業法一部改正」(労働者の深夜業制限の制度創設) ・「男女共同参画審議会設置法」施行	・推進協議会より中間報告(女性行政連絡会の強化、男女平等都市宣言の実施、事業協会の見直し)
1998年 (平成10年)		・男女共同参画審議会より「男女共同参画社会基本法(仮称)」答申	・推進本部(市長を筆頭とする庁内組織)設置 ・企画部に女性参画推進室を組織改正 ・推進協議会より最終報告(男女平等基本条例の制定) ・男女平等行政推進協議会(第2期)設置 ・男女共同参画都市を宣言
1999年 (平成11年)	・国際人口会議開催(ハーグ)	・「男女共同参画社会基本法」施行 ・男女共同参画審議会より「女性に対する暴力のない社会をめざして」答申	・推進委員会より中間報告(取り組むべき事項)
2000年 (平成12年)	・世界女性2000会議開催(ニューヨーク) 「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」の採択	・男女共同参画審議会より「女性に対する暴力に関する基本的方策」答申 ・総理府「男女共同参画基本計画」策定 ・「東京都男女平等参画基本条例」制定	・推進協議会より最終報告「日野市における男女平等社会の実現に向けて」 ・男女平等行政推進協議会(第3期)設置
2001年 (平成13年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV法)」公布	・推進協議会「仮称・日野市男女平等参画条例についての意見書」提出 ・「男女平等に関する市民意識・実態調査」を実施
2002年 (平成14年)		・「男女平等参画のための東京都行動計画<チャンス&サポート東京プラン2002>策定	・「日野市男女平等基本条例」施行 ・男女平等推進委員会(第1期)設置 ・日野市男女平等推進庁内プロジェクトチーム(第1期)設置
2003年 (平成15年)		・「次世代育成支援対策推進法」成立	・推進委員会より行動計画策定のための提言がまとまる ・日野市男女平等行動計画策定委員会を設置 ・「日野市女性社会事業協会」NPO法人格取得
2004年 (平成16年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV法)」一部改正	・「日野市立女性センター」閉館 ・「日野市女性社会事業協会」解散 ・女性参画推進室から男女平等課に名称変更 ・「日野市男女平等推進センター」開設 ・男女平等推進委員会(第2期)を設置
2005年 (平成17年)	・「北京+10」として国連婦人の地位委員会開催「北京宣言及び行動綱領」「女性2000年会議成果文書」実施状況の評価・見直し		・日野市男女平等推進庁内プロジェクトチーム(第2期)設置 ・推進委員会より「日野市男女平等基本条例の普及・啓発」の報告書まとまる

4 日野市男女平等行動計画の策定経過

月日	内容
平成15年4月22日(火)	第1回日野市男女平等行動計画策定委員会 ① 日野市の男女平等行政について ② 日野市男女平等行動計画について
平成15年5月8日(木)	第2回日野市男女平等行動計画策定委員会 ① 委員長、副委員長の選出 ② 計画策定の体制について ③ 検討体制について
平成15年6月27日(木)	第3回日野市男女平等行動計画策定委員会 ① 日野市の現状と課題について ② 行動提案の整理(各分科会にて)
平成15年7月18日(金)	第4回日野市男女平等行動計画策定委員会 ① 行動提案の整理(各分科会にて)
平成15年8月22日(金)	第5回日野市男女平等行動計画策定委員会 ① 行動提案について(各分科会にて)
平成15年9月26日(金)	第6回日野市男女平等行動計画策定委員会 ① 体系図の組み替えについて ② 行動目標について
平成15年10月25日(土)	市民の意見を聴く会 高幡福祉センター(浅川苑内)
平成15年10月31日(金)	市民の意見を聴く会 女性センター 第一会議室
平成15年11月28日(金)	第7回日野市男女平等行動計画策定委員会 ① 日野市男女平等行動計画(案)について
平成16年1月16日(金)	第8回日野市男女平等行動計画策定委員会 ① 日野市男女平等行動計画(案)について
平成16年2月20日(金)	第9回日野市男女平等行動計画策定委員会 ① 日野市男女平等行動計画(案)について
平成16年9月24日(金)	第10回日野市男女平等行動計画策定委員会 ① 新役員の紹介について ② 策定委員会休会中の経過と今後のスケジュールについて ③ 委員長、副委員長の選出 ④ 日野市男女平等行動計画(案)について
平成16年10月27日(水)	市民の意見を聴く会 日野第二中学校 食堂
平成16年10月28日(木)	市民の意見を聴く会 日野市役所 504会議室

月日	内容
平成16年10月29日(金)	市民の意見を聴く会 生活・保健センター 予防接種室
平成16年11月11日(木)	市民の意見を聴く会 日野第四中学校 食堂
平成16年11月12日(金)	市民の意見を聴く会 七生中学校 食堂
平成16年11月15日(月)	市民の意見を聴く会 平山地区センター
平成16年11月26日(金)	第11回日野市男女平等行動計画策定委員会 ① 「市民の意見を聴く会」における意見について ② 日野市男女平等行動計画(案)の検討について
平成16年12月17日(金)	第12回日野市男女平等行動計画策定委員会 ① 日野市男女平等行動計画(案)の意見の検討について
平成17年 1月14日(金)	第13回日野市男女平等行動計画策定委員会 ① 日野市男女平等行動計画(案)の意見の検討について
平成17年 2月 4日(金)	第14回日野市男女平等行動計画策定委員会 ① 日野市男女平等行動計画(案)の検討について

5 日野市男女平等行動計画策定委員名簿

区分	氏名	摘要
市民	日下 眞紀	多摩平在住
	酒井 照子	神明在住
	杉田 恵子	大坂上在住
	◎砂川 明美	南平在住
	増田 智子	多摩平在住
	山崎 香里	豊田在住
事業者	岩沢 正典	東京南農業協同組合
	横山 浩	
	佐々木 文	富士電機(株)東京システム製作所
	○佐藤 隆三	武田環境衛生(株)
	寺田 ^{まさ} 公 ^{ゆき} 普	日野市商工会
	曾我 眞二	
	山口 達雄	山口産業(株)
	湯浅 克之	日野ケーブルテレビ(株)
手嶋 雅人		
職員	赤久保 洋司	企画部 企画調整課
	井草 佳子	教育部 文化スポーツ課
	大坪 冬彦	市民部 資産税課
	菅野 雅巳	総務部 職員課
	関 健史	市民部 保険年金課
	辻 里江	市民部 七生支所

◎委員長 ○副委員長

6 用語解説

行動計画の中で施策の実施にあたり使われる用語について説明します。

あ行

■ 育児休業制度

「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」により、労働者が申し出を行うことによって1歳に満たない子を養育するために休業する権利が認められています。平成13年(2001年)1月以降、休業中の所得保障として、雇用保険から休業前賃金の40%が給付されます。

■ NPO

ボランティア団体や市民団体等、民間の営利を目的としない団体(Non Profit Organization)の総称。従来、これらの団体は、法人格を持たない任意団体として活動していましたが、特定非営利活動促進法(通称:NPO法)の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになりました。男女共同参画をはじめとして、福祉、まちづくり、環境等さまざまな分野で活動を行っています。

■ M字カーブ

15歳以上の女性の年齢別労働力率をグラフにしたときに描き出される、30代前半を谷とし、20~24歳、45~49歳がふたつの山になる曲線をいいます。これは、日本や韓国などに独特なもので、結婚・出産で退職し、育児後再就職するライフスタイルをとる女性が多いと、M字カーブができます。保育政策のすすんでいる北欧諸国などではこういった出産・育児期の落ち込みは見られず、台形のカーブを描いています。

■ エンパワーメント

女性が政治・経済・社会・家庭など社会のあらゆる分野で、表現能力、技術力、自己決定能力を高めることや、一人ひとりが力をつけることでグループ全体の力を高めることなどをいいます。平成7年(1995年)の第4回世界女性会議(北京開催)、世界女性2000年会議(ニューヨーク開催)などでも「女性のエンパワーメント」が主要課題とされています。

か行

■ 介護休業制度

「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」により、労働者が申し出を行うことによって要介護状態にある家族(配偶者、父母、子、配偶者の父母及び厚生労働省令で定める者)一人につき1回、連続する3ヶ月以内の介護のために休業する権利が認められています。平成13年(2001年)1月以降、休業中の所得保障として雇用保険から休業前賃金の40%が給付されます。

■ 家族経営協定

家族経営をする農家で、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず平等な経営参画を保障するため、農業経営を担っている家族相互間での話し合いによって合意されるルールです。協定の内容は農業経営にかかわる労働時間・労働報酬・経営委譲に関するもの、生活経営に関する家事労働・家計費・資産の譲渡に関するものなどです。女性の農業者は、共同経営者として農業労働や家事労働が適正に評価され、給料制や休日が実現されるというメリットがあります。

■ 苦情処理制度

市が実施する男女平等の推進に関する施策や、男女平等に関する人権の侵害についての苦情を第三者的な立場の苦情処理相談員が公正・中立に調査し、関係者に指導、助言、是正の要望等必要な措置をとる制度です。この苦情処理制度は、日野市男女平等基本条例に基づいて設置されました。

さ行

■ シェルター

女性のための緊急一時避難所。夫や同居の男性などから暴力を受けた女性のための避難施設を意味します。シェルターの機能は、暴力の緊張状態から逃れてきた女性に安全な場所を提供し、心と体を癒しながら将来の生活の安定について自己決定権を援助することにあります。

■ 次世代育成支援対策推進行動計画

国・地方公共団体・企業が一体となって次世代育成支援対策に集中的・計画的に取り組むため、「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年（2003 年）7 月制定）に定める子育て支援のための行動計画として策定するものです。地方公共団体および事業主は、行動計画の策定が義務づけ（従業員数が 300 人以下の企業は努力義務）られています。

■ ショートステイ・トワイライトステイ

ショートステイは、保護者が病気や看護、冠婚葬祭、出産などで一時的に児童を養育できない場合に、短期間児童を預かる事業のことです。

トワイライトステイは、保護者が勤務のために生活指導や家事の面など児童の保育が困難な場合に、夜間児童を預かる事業のことです。

■ 女子差別撤廃条約

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のこと。昭和 54 年（1979 年）12 月に国連総会で採択された条約です。あらゆる分野における性差別を撤廃し、男女平等の権利の確立を目指し、各国が法律や制度のみならず、慣習も対象とした性別役割分担の見直しを強く打ち出しています。日本は昭和 60 年（1985 年）に批准しました。

■ スクールカウンセラー

学校で児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じ、指導・助言を行う者のことです。平成 7 年（1995

年)に文部省(現在の文部科学省)が制度化し、都道府県や区市町村が瀬次小・中・高校に配置しています。

■ 性同一性障害

身体的な性別と心的な性別が一致しないこと。戸籍上の性別に違和感を感じ、医療分野で認定されたときの名前で、日常生活に困難を生じるという状態のことをいいます。また、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律が平成16年(2004年)7月から施行されています。

■ 性別役割分担

男女という社会的なカテゴリーに付随した行動様式や態度にもとづく「男は仕事、女は家庭」などという固定化された分担をさします。

■ セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

一般的には職場・学校・地域等での性差別の具体的な現れとしておきる「性的いやがらせ」。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真の掲示等が含まれます。

■ 総合的な学習の時間

地域や学校の実態にあわせ、教科の枠を超えてテーマに沿って行う体験的な学習のことで、自ら考え解決する能力を重視します。平成10年(1998年)に学習指導要領改訂で導入されました。平成12年(2000年)度からは試行的に実施され、平成14年(2002年)度から完全実施しています。

た行

■ 待機児童

保育所入所申込書が市区町村に提出され、かつ、入所要件に該当している者であって、現に保育所に入所していない児童と定義されています。なお、保護者が求職中である者や、地方単独事業(いわゆる保育室・保育ママ等)を利用しながら保育所入所を希望する者についても待機児童の対象になり得ます。

■ 男女雇用機会均等法

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、女子差別撤廃条約を批准するため昭和60年(1985年)に制定されました。平成11年(1999年)4月から、差別禁止規定、職場でのセクシュアル・ハラスメント防止がもりこまれた改正法が施行されています。

■ 男女混合名簿

学校で使用される児童・生徒名簿で、性別によらず50音順、生年月日順などで編成される名簿のことです。学校での男女混合名簿の導入は、人権に配慮した男女共同参画社会の実現の入口であるといわれており、全国的に取り組みがすすんでいます。

■ 同一価値労働同一賃金原則

同一の価値と見なされる労働には同一の賃金を支払うべきだという考え方です。従来の「同一労働同一賃金原則」では男性と女性は従事する仕事が違うため、賃金が違って性差別ではないとされ、男女の賃金格差はなかなか解消されませんでした。同一価値労働同一賃金の原則を適用することにより、女性職の価値を正當に評価し、男性職との賃金格差を撤廃しようとするものです。

■ ドメスティック・バイオレンス（DV）

多くは、夫や恋人など、親密な関係にある、またはあった男性から女性に対して振るわれる身体的・精神的・経済的・性的暴力をさします。

は行

■ バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上でバリア（障壁）となるものを除去するという意味です。建物内の段差の解消など、物理的障壁の除去だけでなく、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という幅広い概念を含みます。

■ パワー・ハラスメント

職場内の人間関係において発生する、いじめや嫌がらせ、ことばによる暴力による人権侵害をいいます。上司が部下に対して行う嫌がらせや、高い職能を持つ者がそうでない者に対して行う嫌がらせなどが含まれます。

■ 婦人相談員

保護や援助を必要とする女性の早期発見、相談、指導等に当たります。多摩地域各市の婦人相談員は東京都から派遣されており、母子自立支援相談員（母子家庭及び寡婦に対する相談とその自立に必要な援助、職業能力の向上及び求職活動に関する支援に当たります。）を兼ねています。

■ ホームヘルパー

在宅で介護を必要とする高齢者や障害者（児）等の家庭を訪問し、日常生活上必要な世話、介護を行う者のことです。平成 11 年(1999 年)から養成研修制度が導入され、1 級から 3 級までの資格が認定されます。介護保険制度では 2 級以上が必要です。

ま行

■ 見守り支援ネットワーク

地域で孤立しがちな高齢者を地域のなかでともに見守り、支えあう豊かな地域社会づくりを進めるものです。そのために、さまざまな社会資源や人材を活かした、交流と参加型の共生社会の形成を目指します。

■ メディア・リテラシー

メディアの内容を視聴者や読者が無批判に受け入れるのではなく、主体的かつ客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力をさします。また、メディアを使って表現する能力をもさします。

ら行

■ ライフステージ

就職・結婚・子どもの誕生・退職などといった人生の節目を境にして分けられるそれぞれの段階をさします。

■ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「女性の性と生殖に関する健康と権利」の確立にかかわる包括的な考え方。リプロダクティブ・ヘルスとは、女性の全生涯において、身体的、精神的、社会的に良好な健康状態であることをさし、リプロダクティブ・ライツは、女性自身の自らの意思で人生について選択できる自己決定権を尊重する考え方です。

■ レスパイトケア

レスパイトは休息、息抜きの意味。障害児（者）等を持つ家族に対して、日ごろの介護による心身の疲れを回復させるため、一時的に一定の期間、介護から解放する援助をいいます。